

平成31年4月18日
総務省政策統括官(統計基準担当)

諮問第129号の概要

(商業動態統計調査の変更)

商業動態統計調査の概要（現行）

調査の目的等

全国の商業を営む事業所及び企業における事業活動の動向を明らかにすることを目的として、昭和28年から四半期調査として開始し、昭和34年から毎月調査として実施

調査の概要

調査対象範囲

日本標準産業分類「I - 卸売業、小売業」に属する事業所（代理商、仲立業を除く。）

甲調査： 従業者100人以上の各種商品卸売事業所

従業者200人以上の卸売事業所

乙調査： 甲調査の対象となる卸売事業所以外の卸売事業所

丙調査及び丁調査の対象となる小売事業所以外の小売事業所

丙調査： 従業者50人以上の小売事業所（丁調査の対象及び無店舗小売業等を除く。百貨店、総合スーパー等）

丁調査： コンビニエンスストア、家電大型専門店、ドラッグストア又はホームセンターを有する企業（一定規模以上）

調査対象数

甲調査： 約800事業所 乙調査： 約13,000事業所

丙調査： 約4,500事業所 丁調査： 約150企業

調査組織

甲及び乙調査：（調査員調査（一部オンライン併用））
経済産業省 - 都道府県 - 調査員 - 報告者

丙及び丁調査：（郵送・オンライン調査）
経済産業省 - 民間事業者 - 報告者

報告事項

甲調査： 月間商品販売額、従業者数、期末商品手持額 等

乙調査： 月間商品販売額、従業者数

丙調査： 月間商品販売額、従業者数、期末商品手持額、
売場面積 等

丁調査： 月間商品販売額、都道府県別月間商品販売額、
店舗数 等

提出期限

甲及び乙調査： 調査月の翌月10日

丙及び丁調査： 調査月の翌月15日

結果公表

速報： 調査月の翌月下旬

確報： 調査月の翌々月中旬

商業動態統計調査の利活用状況

加工統計等の基礎データとしての利用

- ① 景気動向指数（内閣府）
 - ・ 商品販売額（卸売業計・小売業計）前年同月比を一致系列の基礎データとして採用
- ② 四半期別GDP速報（QE）（内閣府）
 - ・ 商業販売額（卸売業・小売業）前年同期比を基礎データとして利用
 - ・ 商品別期末商品手持額（大規模卸売店、百貨店・スーパー）前年同期末比を基礎データとして利用
- ③ 消費動向指数（総務省）
 - ・ 商品販売額（小売業計）を総消費動向指数（CTIマクロ）の説明変数系列として採用
- ④ 第3次産業活動指数（経済産業省）
 - ・ 指数作成の基礎データ及び経済分析（個人消費）のための基礎資料

政策判断等における利用

- 月例経済報告、地域経済動向（内閣府）
 - ・ 経済動向における全国、地域別基調判断のための基礎資料

金融機関等における利用

- 金融経済月報、地域経済報告（さくらレポート）（日本銀行）
 - ・ 経済動向における全国、地域別基調判断のための基礎資料

今回の変更点（その1）

- ◆ 以下のとおり、調査計画の見直しを計画（平成32年（2020年）3月分調査（実査は同年4月に実施）から適用（母集団情報の変更については承認後適用））

1 調査対象の範囲の見直し

- ・ 民間委託を導入するため、**乙調査**について、**卸売業は従業者10人以上**、**小売業は従業者5人以上**の事業所を対象とするよう、調査対象の範囲を見直し

| 業種 | 現行計画 | 変更(案) |
|-----|---|--|
| 卸売業 | 日本標準産業分類に掲げる「中分類50－各種商品卸売業」から「中分類55－その他の卸売業」（「細分類5598－代理商，仲立業」を除く。）までに属する事業所（甲調査の調査対象事業所を除く。） | 日本標準産業分類に掲げる「中分類50－各種商品卸売業」から「中分類55－その他の卸売業」（「細分類5598－代理商，仲立業」を除く。）までに属する事業所（甲調査の調査対象事業所を除く。） <u>のうち従業者10人以上のもの。</u> |
| 小売業 | 日本標準産業分類に掲げる「中分類56－各種商品小売業」から「中分類61－無店舗小売業」までに属する事業所（丙調査の調査対象事業所及び丁調査の調査対象企業の傘下事業所を除く。）。 | 日本標準産業分類に掲げる「中分類56－各種商品小売業」から「中分類61－無店舗小売業」までに属する事業所（丙調査の調査対象事業所及び丁調査の調査対象企業の傘下事業所を除く。） <u>のうち従業者5人以上のもの。</u> |

今回の変更点（その2）

2 報告を求める者の見直し

(1) 平成29年（2017年）7月分調査以降、総務省への変更申請が行われないうまま、母集団情報の変更が行われているため、内容変更を申請。

その後、平成32年（2020年）3月分調査以降、民間委託を導入するため、乙調査について、卸売業は従業者10人以上、小売業は従業者5人以上の事業所を対象とすることに伴い、報告を求める者の数を変更。

表 報告を求める者の変更内容の変遷

| 項目 | 平成27年（2015年）7月分～ （現行計画） | 平成29年（2017年）7月分～ | 平成32年（2020年）3月分～ |
|---------------|---|---|---|
| (1) 数 | 約18,000事業所・企業 ・ 甲調査：約800事業所 ・ 乙調査：約13,000事業所 ・ 丙調査：約4,500事業所 ・ 丁調査：約150企業 | 約20,000事業所・企業 ・ 甲調査：約800事業所 ・ 乙調査：約14,300事業所 ・ 丙調査：約5,100事業所 ・ 丁調査：約150企業 | 約22,000事業所・企業 ・ 甲調査：約900事業所 ・ 乙調査：約15,000事業所 ・ 丙調査：約6,000事業所 ・ 丁調査：約150企業 |
| (2) 選定の 方法 | 経済センサス-活動調査 を母集団情報として利用 | 商業統計調査 を母集団情報として利用 | 経済センサス-活動調査 を母集団情報として利用 |

(2) 従来、乙調査は、調査対象事業所を選定する方法（指定事業所調査）に加えて、調査を行う地域（調査区）を指定して当該調査区内に所在する小売事業所を選定する方法（**指定調査区調査**）を併用していたが、調査員調査の廃止（次頁3（1）を参照）に伴い、指定調査区調査を**取りやめ**

今回の変更点（その3）

3 報告を求めるために用いる方法等の見直し

(1) 民間委託を導入するため、調査員調査を廃止し、郵送・オンライン調査に一本化

| 現行計画 | 変更(案) |
|---|--|
| 甲及び乙調査（調査員調査）【約14,000事業所】 ・ 経済産業省－都道府県－調査員－報告者 | 甲、乙、丙及び丁調査（郵送・オンライン調査） 【約22,000事業所・企業】 ・ 経済産業省－民間事業者－報告者 |
| 丙及び丁調査（郵送・オンライン調査） 【約4,500事業所・企業】 ・ 経済産業省－民間事業者－報告者 | |

(2) 調査員調査の調査票の提出期限は翌月10日であったが、郵送・オンライン調査に一本化されるため、提出期限も調査対象月の翌月15日に一本化

4 報告を求める事項

- ・ 法人番号の追加
- ・ 甲票について、新標本切替えの為、平成32年（2020年）3月分調査で使用する調査票を追加

5 集計事項

- ・ 集計事項のタイトルの見直し

6 その他

- ・ 調査票様式の見直し（プレプリントしていた「平成」を削除等）

その他の確認事項

- 1 昨年度、経済産業省が実施した「ビッグデータを活用した商業動態統計調査（試験調査：家電大型専門店分野）」において、POSデータの活用について検証を行ったことから、その結果について確認
- 2 調査結果の水準修正^(注)について、経済産業省は、現在、平成28年経済センサス-活動調査の結果を用いることを想定しているが、その手法について確認

(注) 商業動態統計調査は、商業統計調査又は経済センサス-活動調査を母集団とした標本調査であり、2～3年ごとに実施する調査結果が公表された時点で、過去に遡って業種別販売額の水準を商業統計調査等の結果に合わせるように数値の改訂(水準修正)を行っている。
なお、「平成24年経済センサス-活動調査」の結果を用いた水準修正については、公表数値の遡及訂正が与える利用者側への影響等を考慮して、中止することとし、当面、平成19年商業統計を基準とした販売額をベースとする推定販売額の公表を継続している。
- 3 前回答申（統計委員会諮問第86号の答申（平成28年2月16日付け府統委第35号）時における「今後の課題」（下記を参照）について、その後の実査の状況を確認

統計委員会諮問第86号の答申（平成28年2月16日付け府統委第35号）（抄）

○ 調査系統の変更に関する検証等について

経済産業省は、丙調査及び丁調査に係る民間委託に伴い予定している取組の対応状況及び影響について、結果精度の維持及び回収率確保の観点から、検証を行った上で、必要に応じて、その改善を図る。

想定される論点

1 調査計画の変更について

(1) 調査対象の範囲について

- 裾切り（卸売業は従業者10人以上、小売業は従業者5人以上）を行う必要性は何か。
- 裾切りの基準の設定の妥当性や調査結果への影響について、十分に分析しているか。

(2) 報告を求める者について

- 今回、裾切りを行うのに、報告を求める者の数が増えている理由は何か。各階層における調査対象数はどのようになっているか。

(3) 報告を求めるために用いる方法について

- 一元的に民間事業者を活用することに伴い、結果精度の維持や回収率の確保にどのような対応を行う予定か。
- 一部調査で先行して導入している民間委託の実施状況はどのようになっているか。

(4) 報告を求める事項・集計事項について

- 今回の変更内容以外に、見直しが必要なものは何か。

2 その他の事項について

(1) POSデータの活用の可能性について

- 「ビッグデータを活用した商業動態統計調査（試験調査：家電大型専門店分野）」の結果はどのようになっているか。

(2) 調査結果の水準修正について

- 調査結果の水準修正をどのように行うのが適切か。